

第 12 回
食料・農業・農村政策審議会企画部会

農林水産省大臣官房政策課

第 12 回
食料・農業・農村政策審議会企画部会

日時：平成 21 年 8 月 3 日(月)10：00～12：00

会場：農林水産省 講堂

議 事 次 第

1. 開 会

2. 部会長の互選

3. 現地調査について（報告）

4. 農村関係事項の整理

5. 意見交換①

6. 食料自給率についての整理

7. 意見交換②

8. 農村改革特命チームの検討経過と検討状況について（報告）

9. 閉 会

午前10時02分 開会

○政策課長 定刻となりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会の第12回企画部会を開催いたします。

皆様、本日はご多用中にもかかわらずお集まりいただきまして、ありがとうございます。政策課長の末松でございます。

今日は、7月5日に食料・農業・農村政策審議会委員の改選が行われて以来、初めての企画部会となりますので、部会長が選出されるまでの間、私が司会進行を務めさせていただきます。

なお、本日の企画部会は公開されており、一般公募や報道関係の傍聴の方が約40名ほどお見えでございます。本日の会議は12時までを予定しております。よろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めて参りたいと思います。

今申し上げましたとおり、7月5日に食料・農業・農村政策審議会委員の任期満了に伴う改選を行いました。企画部会の14名の委員におかれましては、新たな基本計画の策定に向けてご審議いただいている最中でございますので、辞退の申し出がございました榎野前委員、櫻井前委員を除いた12名全ての委員に再任していただきました。引き続き、よろしくお願いいたします。

また、ご退任された2名の前委員に替わり、新たに2名の方にこの企画部会の委員にご就任いただくことになりましたので、ご紹介申し上げます。

合瀬委員でいらっしゃいます。

○合瀬委員 合瀬です。よろしくお願いいたします。(拍手)

○政策課長 三村委員でいらっしゃいます。

○三村委員 三村です。よろしくお願いいたします。(拍手)

○政策課長 どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日は、深川委員、茂木委員、吉川委員が所用によりご欠席されております。森野委員は若干遅れると連絡を受けております。出席される委員は11名の予定でございます。

次に、部会長を選出していただく必要がございます。

食料・農業・農村審議会令第6条第3項の規定により、部会長の選出は、委員の互選によることとされております。

つきましては、部会長の互選について、どなたかご意見がありましたらお願いしたいと思いを思います。

荒蒔委員、お願いします。

○荒蒔委員 荒蒔でございます。

ちょうど今、新しい基本計画の策定に向けまして審議の最中ということでもありますので、これまでこの部会でリーダーシップを発揮されてこられた鈴木委員に、できましたら引き続き部会長をお願いしたいと私は思います。いかがでしょうか。

○政策課長 ただいま荒蒔委員から、鈴木委員に部会長をお願いしてはどうかというご提案がございましたが、改めていかがでございましょうか。

(「異議なし」の声)

○政策課長 ご異論ないようでございますので、皆様の互選により、鈴木委員が部会長に選出されました。

それでは、鈴木委員、部会長席にお移り願います。

(鈴木委員が部会長席へ移動)

○政策課長 では、ここで鈴木部会長からご挨拶をいただきたいと思いを思います。

なお、これからは鈴木部会長に議事をお進めいただきたいと思いを思いますので、よろしくお願いをいたします。

○鈴木部会長 それでは、引き続きお世話になります。

来年3月の基本計画の決定に向けまして、この議論も更に重要な局面になろうかと思いを思います。委員の皆様におかれましては、十分な議論を尽くしていただきまして、いろいろな見解の違いということも、十分に議論を踏まえた上で、納得のいく収れんができればと考えております。向こう5年間というのが基本計画の目途でございますが、5年間と言わず、今後の10年、20年、更に将来に向けての日本の食の未来を見据えまして、そしてまた、今現在の食料・農業・農村の現状に対して、しっかりした明るいメッセージが届けられますような計画の策定に向けまして、委員の皆様、そして農水省の皆さんの更なるご尽力をお願いしまして、簡単ですが、私の挨拶にさせていただきます。

それでは、ここから議事を進行させていただきます。

ここで、カメラの方がいらっしゃいましたら、退室をお願いいたします。

(カメラ退室)

○鈴木部会長 さて、これまで企画部会では、食料関係事項及び農業関係事項について議

論を進めて参りましたが、今回は、農村関係事項について課題の整理の議論を行いたいと思います。その上で、食料・農業・農村政策の全般にかかわる食料自給率、自給力の問題についても議論を深めていただきたいと思います。

最初に、農村政策の議論に先立ちまして、これに密接に関連する案件であります現場視察の報告から始めたいと思います。

私ども企画部会の委員は、7月13日、14日に、広島県の中山間地域の現地調査に行つて参りました。日程の都合上、参加いただけなかった委員もいらっしゃいますので、今回の現地調査について報告させていただきますが、私自身も1日目のみの参加となりましたので、岡本委員の方からこのご報告をいただくようお願いいたします。よろしくお願ひします。

○岡本委員 岡本です。それでは、報告させていただきます。

私たち、食料・農業・農村政策審議会企画部会の委員10名は、7月13日、14日に、広島県における中山間地域の現状を視察いたしました。2日間とも天気に恵まれ、予定どおりに日程をこなすことができました。

13日は、世羅町において、町全体で農業公園を組織して農産加工の高付加価値化に取り組む事例を視察するとともに、11名の生産者の方々などと意見交換を行いました。生産者の方々からは、「中山間地域対策で有効な施策はぜひ継続して欲しい」、「農業所得を増やし、担い手が生活していけるような施策を検討すべきである」、「食料自給率を上げるためのコストを消費者も賄う自覚が必要」などの幅広いご意見をいただきました。約3時間半にわたり、中山間地域で苦勞しながら営農を続けておられる生産者の方々のご努力の様子を伺い、白熱した議論を交わすことができ、大変有意義な意見交換会ができたと思います。

なお、意見交換会の概要につきましては、事務局で作成した資料を配付していただいておりますので、後ほど目を通していただければと思います。

翌14日は、3カ所の特徴のある地域の活動を視察いたしました。

住民自治組織である高宮町川根振興協議会による、集落の生活支援、景観保全、地域資源を活用した活性化の取組。安芸高田市における、自治体と農協と民間会社による農商工連携の取組。東広島市において、農地・水・環境保全向上対策を活用してシバザクラの植栽により畦畔管理と地域活性化に取り組まれている活動です。

中山間地域という不利な条件下で、生産者をはじめとする地域の皆さんが創意工夫され

て、農業及び関連活動に取り組んでおられる姿を拝見し、大変勉強になりました。

最後に、事務局にお願いがございます。

今回の現地調査で視察させていただいた取組は、どこも非常に素晴らしい取組でした。特に川根振興協議会においては、辻駒会長の情熱あふれるご説明とともに、地域の活性化を進める上で、極めて示唆に富む非常に有益な事例を学ぶことができたと思います。

そこで、農林水産省のホームページに、今回聴取した取組についてのご説明の概要や関係資料を掲載していただき、国民の皆さんに基本計画について幅広く議論していただく際の参考としていただければと思います。是非よろしく願いいたします。

私からは以上です。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

今のご報告に関しまして、委員の皆様の方から補足的に申し上げたいこととかございましたら。よろしいでしょうか。

それでは、ご提案のありましたホームページの掲載につきましては、ご検討よろしくお願い申し上げます。

では、今のご報告も踏まえながら、委員の皆さんと農村関係についての議論の方を進めて参りたいと思います。

まず、政策課長から、農村関係事項を整理した資料についてご説明をお願いします。

○政策課長 政策課長の末松でございます。

では、資料2、農村の振興に関する施策の整理に沿ってご説明させていただきたいと思っております。

目次をめくっていただきまして、3ページからお話をさせていただきたいと思っております。

まず、農村をめぐる現状についてでございます。グラフがあります。左上のグラフでございますように、我が国における人口の推移を農業地帯類型別に見ますと、都市的な地域を除き、平地、中間、山間地域とも減少傾向にございます。特に、中山間農業地域での人口減少が著しく、この傾向は将来にわたって継続すると予測されております。また、中間、山間農業地域の高齢化率は全国を大きく上回っておりまして、今後も高齢化が進展する見込みということで、消滅の可能性のある集落が出てくることとすとか、医療、教育、交通などにも支障が出てきているという状況がございます。

4ページでございます。

このような中、地域に立地する各種企業の農村からの撤退などによる兼業機会の減少は、

農業以外の就業機会の減少につながり、条件不利な農村の生活を困難なものとしております。農村を維持していくためには、農業所得の向上ということ、それに加えて兼業機会の確保というのが必要な状況になっております。

一方、日本人は、日本の誇りとして「美しい自然」を一番に挙げておりまして、また都市住民は、「きれいな水や空気などの生活環境」などを農村の魅力と感じており、農山漁村への定住等の願望も少なからずある状況でございます。

5 ページでございます。

こうした状況を踏まえて、従来の農山漁村活性化の取組にとどまることなく、新技術やノウハウ等との融合による地域イノベーションを誘発する新たな連携を推進するための施策を講じていくことが必要だということでございます。また、「地域資源の活用と連携を軸とした地域の活性化」、「集落機能の維持」、「多様な地域資源・環境の保全」の3つの視点から、現状の評価と課題の抽出を行い、農村振興施策の再構築に取り組むことが不可欠でございます。

以上の取組を総合的・体系的に推進する観点から、今後の農山漁村活性化施策の全体像を明確化するためのビジョンを策定し、戦略的な展開を図ることが課題でございます。このことについて、模式的に書いてございます。

6 ページのところですが、このような中、地域イノベーションを誘発する新たな連携について書いております。

多様な分野の多様な主体が価値を共有し、連携して農業・農村を発展させていけるよう、他分野との連携を強化していくことが必要でございます。このため、新たな技術や他産業の有するノウハウを核に、食品産業や農業分野に変革やイノベーション、新たな価値を創出する取組を重点的に支援できるよう、人材の確保、ビジネスモデルの明確化、ソフト・ハードの支援等について検討していく必要がございます。

新たな連携について表で整理してございますが、知的ブレークスルーを図る仕組みの整備ということで、具体的な手法を書いてございます。こういうことによって、いくつかのプロジェクトというか、動きをしていければということでございます。

次のページ、7 ページが、その一つの考え方、緑と水の環境技術革命についてでございます。

未利用バイオマスや自然エネルギーなど、農業・農山漁村に賦存する各種資源を最大限に活用し、素材、エネルギー、医薬品などの新産業を創出するため、総合的戦略となる基

本方針を策定し、これに基づいて各種施策を展開することが必要でございます。その際、中長期的な観点から新産業の創出に向けて支援を行う体制の構築、新産業創出に取り組む民間企業の参入リスクの軽減を図ることが必要だということでございます。

8 ページ目のところに、産業化に向けてのステージの図が描いてございます。ステージ 1、2、3、4 と、量産・実用化に向けて産業化のステージが変わっていくわけですが、現状の場合、試行・試作のところに、様々な条件でフィージビリティスタディを実施したくても資金がないという問題が指摘されております。どのようなことが産業化の支障になるのか、どのような政策をとればうまくいくのか、検討の必要があるということでございます。

9 ページ目でございます。

次に、IT 活用の話でございます。データの活用による管理分析農業や、人工衛星活用による栽培管理、他産業との連携など、新しいスタイルでの農業の取組が見られます。こうした農業では、世界最高の情報通信基盤・技術が活用されており、今後の普及が期待されるということでもあります。このため、関係省庁と連携して、農林水産業をはじめ農山漁村でのあらゆる分野で IT の活用に取り組む地域を支援し、「省力」「売上」「便利」「元気」「安心」の効果を発現させて、地域の活性化を図ることが必要だと考えられます。

下のページでは、食品産業グリーンプロジェクトということで、食料資源を無駄なく活用するためには、食品ロスの削減と食品廃棄物を資源として効率的かつ最大限リサイクルすることが必要であります。そのためには、フードチェーン全体でのシステム構築と、新たな用途へのリサイクルに資する技術の改良・導入が急務となっております。

次は、地域資源の活用と連携を軸とした地域の活性化ということございまして、13 ページをめくっていただけますでしょうか。

農山漁村の地域資源についてでございます。農山漁村には、豊かな地域資源、自然すとか景観、歴史、伝統文化、地域の農林水産品等そういうものがございまして、十分に活用されていない状況であります。農林水産業に関連した地域資源をはじめとして、これらを積極的に掘り起こし、地域の特性を活かした地域振興を図る必要がございます。具体的な例をそこに書いております。右側には、地域資源の評価と活用の有無の状況について書いております。いろいろあるのに、それを活用することが必要になっているということでございます。

次に、14 ページのところでございます。

関連産業の活性化でございます。農村地域の活性化のためには、まず、基幹産業である農業を軸としたビジネスの活性化を図る必要がございます。農業をもうかる産業とするためには、農産物の高付加価値化や加工・販売への取組が必要であり、これを地域一体で推進することも効果的でございます。また、地元農産物加工販売は、誘致企業に比べ、特に中山間地域において立地数等が多く、地域への経済効果も大きいことから、地域資源を活用した内発型の企業を促進していくことが重要であります。このため、新たな起業に当たっての立ち上げ支援や、産地ブランド化の取組に対する支援等を拡充していくことが課題だということでございます。下に、誘致企業と地元農産物等加工販売の旧市町村当たりの立地確率等のデータを付けております。

次に、15 ページでございます。

今度は、多様な主体との連携強化についてでございます。地域産業の担い手である商工業者や観光事業者等は、地域活性化の重要なプレーヤーであり、農林水産業との連携の促進等により地域全体の活性化につなげていく必要がございます。地域活性化のためには、こうした者のみならず、消費者や異業種との連携など、従来の枠にとらわれずに多様な者の参画を促し、連携を強化していくことが必要であります。このため、それぞれの主体と関係の深い各府省と農林水産省の連携を更に強化するとともに、マッチングの促進を図ることのできる人材育成等を図ることが課題であります。そこに、中小企業者と農林漁業者の連携ですとか消費者との連携、異業種との連携、あと異業種からの農業参入の事例を書いてございます。課題については、今申し上げましたように、関係府省連携による更なる連携促進ですとか、多様な主体の参画や連携によるビジネスモデルの構築活動の中心となる人材の育成・集結、それから観光産業との一層のタイアップ等が言われております。

16 ページ、兼業機会についてでございます。

先ほどお話ししたように、兼業機会というのも非常に重要なわけでございますが、近年、従業者数を増やしている産業としては福祉・介護事業等があり、これは農村にも一定の需要があると考えられます。また、時間と距離を克服するICTは、地場産業の活性化や医療などの地域が抱える課題についての解決の切り札となる可能性がございます。これらの業種を含め、地域の実態に即した産業の振興を図り、農村における就業機会の確保に努めることが大切だということでございます。

ページをめくっていただきまして、17 ページでございます。

次は、再生可能エネルギーのことでございます。農村地域においては、小水力ですとか

太陽光、風力、バイオマスなど再生可能なエネルギー資源が豊富に存在しております。しかし、それは多くは未活用な状況でございます。この再生可能なエネルギー資源の活用は、農業関連施設の維持管理費の節減のみならず、低炭素な地域づくりや原油高騰に対応するための農業経営の改善、更には新産業や雇用の創出を通じて地域の活性化に資することが期待されることから、その導入を促進していくことが重要でございます。この観点から、採算性の向上や導入に当たって必要とされる個別関係法令に基づく手続の円滑化を図ることが課題でございます。再生可能エネルギーとしてはいろいろなものがあります。小水力、地熱、太陽光、バイオマス、風力などございます。各地でいろいろな取組がされておりますが、まだまだこれは余地があるということだと考えられます。

18 ページは、潜在的な交流需要の可能性でございます。

旅行者がもたらす経済効果は、地域経済活性化への大きな可能性を秘めています。ニューツーリズムなど「新たな旅」への需要分析では、農山漁村資源が活用できる項目が多く含まれております。しかし、農山漁村に対する願望はあるものの、実際にグリーン・ツーリズムに参加している者の割合は多くはありません。観光・行楽部門の余暇消費が増加傾向の若者、高齢者や、農村に呼び込み切れていない訪日外国人など、旅行者として十分に開拓されていないターゲットを対象に、ビジット・ジャパン・キャンペーン等の施策と連携して、グリーン・ツーリズムを推進していくことが必要であります。また、観光庁などと連携し、観光とグリーン・ツーリズムを組み合わせたモデル実践を通じて、新たな交流需要を創出することが必要でございます。「新たな旅」への将来参加希望と潜在需要などについて資料がありますが、大きな可能性があることが見てとれるかと思えます。

次に、19 ページでございます。

この交流の中で、特に子どもの農業体験についてでございます。子どもの農業体験は、近年広がりを見せておりますが、地域への経済効果もさることながら、農業への関心を深め、成人後の農林業へのかかわりに大きく影響するため、食育との連携や体験プログラムの開発等により、教育効果の高い取組を拡充していくことが重要でございます。子ども農山漁村交流プロジェクトは、平成 25 年度からの全国展開に向け、農林水産省は 500 の受入地域の体制整備とブロック別推進組織の立ち上げや推進責任者の設置、文部科学省は全国の小学校の取組の推進、総務省は市町村の推進体制への支援を実施しており、これらの取組について各省の一層の連携強化を図るとともに、500 の受入地域の育成を図るため、新たな受入地域の掘り起こしや農林漁家民宿・民泊に対する支援等を推進していくことが

重要ということでございます。

20 ページは、U J I ターン促進のための取組でございます。

近年、農山漁村の魅力に惹かれて都市から移住する若者や団塊世代が増加する傾向にございます。このような傾向を踏まえ、就業機会の確保に加え、定住を容易にするための環境を整備することが必要であります。具体的には、ゆとりある居住空間の整備と農林漁業等の雇用機会の創出に加え、就業機会に関する情報や新規定住者に対する空き家や宅地等不動産の有効活用システムの構築、医療・買い物・交通等の基本情報をはじめとする生活情報の充実を図り、更にはU J I ターンによる地域における効果を検証しつつ、今後の取組を進めていくことが必要であります。いくつかの例が下に書いてございます。

次に、21 ページでございます。

今度は、都市農業の役割について記載してございます。全国の市街化区域内には約9万3,000ヘクタールの農地がございまして、都市農業は、新鮮で安全な農産物の供給、農業体験、交流活動、災害時のオープンスペース、心安らぐ緑地空間などの多面的な役割を有しております。また、都市農業を利用して学校給食への取組や子どもを対象とした農業体験等、教育との連携等を強化することが求められています。

以上に加え、農業・農地を残したいと思っている都市住民が8割を超えるとの状況も踏まえて、今後の都市農業・都市農地の在り方を検討することが必要であります。都市農業に対する期待について、右側でございますが、東京の農業振興のために都がどのような施策に力を入れるべきかということで、学校給食の話とか農業体験の話などが書いてございます。

それから22 ページ、このような取組の中の市民農園の可能性についてでございます。

平成20年3月現在で、全国で3,300カ所の市民農園が開設してございます。農業体験農園の体験者は、農業への関心が増すなどの効果が現れております。都市住民の農作業体験に対する意向は高く、新規開設に向けた支援策を充実させることにより、その需要に応えていくとともに、市民農園の開設主体においては、農園の運営方法に関する問題点が顕在化していることも踏まえて、農園の質的向上に向けた管理の在り方についても支援策を検討していくことが必要でございます。また、併設された施設で滞在しながら農業体験をすることが可能な滞在型市民農園の需要も高く、都市住民の農業に対する理解を促進するためにも、これらの取組を推進することが必要でございます。

次に、23 ページ、各種連携による人材の育成・確保についてでございます。

近年、地域活性化のための活動や人材育成を目的に、「田舎で働き隊！」事業をはじめ、各省において様々な人材確保に向けた取組が始まっております。今後、農業・農村への関心の高まりや社会的な貢献活動が一層活発化する中、企業、大学、NPO、都市住民等の多様な主体との協働・連携を推進するため、都市側、農村漁村側双方のニーズを的確に捉えられる人材の育成・確保、支援策の充実を図っていく必要があると考えております。

3番目に、集落機能の維持と多様な地域資源・環境の保全についてでございます。

25 ページをあけていただけますでしょうか。

「集落」による相互扶助、資源保全の活動についてでございます。

農山漁村の営みというものは、近隣の住民同士の共同の作業等により支えられている部分が多く、これを核として、日常の生活の中でも住民同士による相互扶助的な関係が形成されております。農山漁村の集落においては、青年、壮年といった本来集落の中で中心的役割を果たすべき層が大きく減少した一方で、高齢者が相対的に高い割合を占めるようになったことから、集落が有していた機能が十分に働かなくなっております。このため、生活を維持するための条件整備と資源管理機能の低下への早急な対応が求められている状況でございます。農村コミュニティの特徴と集落別の集落機能の維持状況について、資料を書いております。

26 ページは、生活を維持するための条件整備の必要性でございます。

市町村合併により、農山漁村振興に係る予算の削減や住民1人に対する自治体職員数の削減などを行った地方自治体も多く、一般的には、これまでのように地域の隅々の問題にまで地方自治体が対処することが困難になっております。また、生活雑貨等を販売する小売業やJAが集落近辺から撤退する傾向にある他、医療・介護施設の充実を求める声も多く、自ら広範囲に移動する手段を有していない高齢者を中心に、生活を維持するための最低限の条件整備が必要となっております。

そこに、市町村における職員定員数、普通会計決算額の推移が書いてございますが、平成7年と平成19年を比べてみますと、例えば職員数については、行政全体としては86.7%という減り方なのですが、農林水産分野については68.6%までに減っていると。それから決算額、予算について見ますと、普通会計全体で見ますと92.8%に減っているわけですが、農業関係の予算というのは52.3%まで減っているという状況があります。これは、当然福祉関係とかで必要な経費が増えているという面もありますが、そのような状況になっているということでございます。

27 ページに、資源管理機能の低下について書いてございます。

過疎化が進む集落を放置しておけば、様々な農林漁業にかかわる資源の保全活動が行われなくなり、耕作放棄地の増加や里地里山などの荒廃を通じて農業の多面的機能が損なわれ、その影響は、いずれ下流の都市部に及ぶということでございます。これらの地域資源・環境を適正に管理する活動が継続的に行われる仕組みを確保し、従来の集落機能について将来を見据えて適切に見直し、維持できる仕組みが必要だということでございます。

28 ページには、集落機能維持、地域資源・環境保全、地域活性化ビジネス推進の施策として、地域マネジメント法人について記しております。

生活を維持するための条件整備と資源管理機能の低下への対応方策として、地域自らの創意と責任を持って将来にわたり地域社会を維持していく仕組みが必要であり、また、これらの活動を行う主体が、地域資源を活用したビジネスの促進により一定の収入を確保することも重要でございます。地域においては、協議会等を設立してこれらの活動を積極的に行っている事例も見られるところであり、今後こうした先進的な取組をモデルとしつつ、既存組織を含めた活動主体を統括して、戦略的な活動を容易とする核となる組織づくりを行うことが、効率的かつ効果的ではないかということでございます。

以上を踏まえ、生活支援サービスと環境保全活動を主体として、地域の活性化事業にも取り組む法人組織である地域マネジメント法人の設立・活動を支援する施策を検討することが必要ではないかと考えております。

29 ページでございます。

農村の生活環境整備と安全についてでございます。農村における基礎的な生活環境の整備水準は、大都市と比較すると、近年格差が縮小してはいますが、汚水処理施設、情報通信基盤などは依然として低い水準でございます。このため、地域防災力というものも低下しているという状況であります。安全で豊かな農村生活を実現するためには、地域の創意工夫を活かしながら、生活環境の計画的整備や、ハード・ソフト施策一体となった災害に強い農村づくりを進めることが必要だということでございます。

30 ページについては、中山間地域等直接支払について書いてございます。

中山間地域と平場の農業生産条件に関する不利の補正を目的として、平成 12 年度から実施している中山間地域等直接支払制度は、今年度第 2 期対策の最終年を迎え、交付面積は過去最高水準の 66.4 万ヘクタールに達しております。本制度により、耕作放棄地の発生防止や多面的機能の確保等の効果が発現されてはいますが、今後は、特に高齢化が著しい

中山間地域において、高齢者でも参加しやすい仕組みの検討が必要だと考えられます。

次に、31 ページでございます。

農地・水・環境保全向上対策でございます。農地、農業用水などの資源を、地域住民や N P O 等非農家も含む地域ぐるみの共同活動により保全するための活動と、環境への負荷を低減する先進的な営農活動を一体的に支援するため、平成 19 年度から、農地・水・環境保全向上対策を実施しております。本年度は本対策の中間年ということで、平成 24 年度からの次期対策も見据えて、活動地域における効果を検証しつつ、今後の取組を進めていくことが必要でございます。

次に、32 ページ、鳥獣被害対策の推進でございます。

野性鳥獣の生息分布域の拡大に伴い、鳥獣による農作物被害は全国で約 200 億円もあり、高止まりの状況でございます。収穫時に被害を受けることによる営農意欲の減退、耕作放棄地の増加等をもたらし、被害額として数字に現れる以上に、農山漁村の暮らしに深刻な影響を与えております。深刻化する鳥獣被害に対応するため、平成 20 年 2 月に施行された鳥獣被害防止特措法に基づき、市町村における被害防止計画の作成を進めつつ、捕獲の担い手の育成・確保や捕獲鳥獣の処理の方策等、現場で指摘されている様々な課題に対応することにより、総合的な取組に対する支援を行うことが必要でございます。

最後、33 ページのところでございます。

農村における秩序ある土地利用の推進ということで、都市、農村における土地利用については、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律等により、計画的な調整を図ることとされておりますが、近年、モータリゼーションの進展等により無秩序な郊外開発が進行する一方で、農地面積が減少しております。このような中、改正農地法が平成 21 年 6 月に公布されております。また、国土交通省においては、都市計画制度について、今年度から総点検を行った上で段階的にその見直しを行っていくとのことであり、農林水産省としても、農地の確保を含めた農村における秩序ある土地利用の実現を図る観点から、国土交通省と連携しながら土地利用計画制度の在り方について検討することが必要となっております。

以下、34 ページ以降には参考資料としていくつか付けております。

36 ページには、まだ十分検証ができていないのですが、農業・農村と高齢者医療の関係についても分析を始めております。老人医療費とか 65 歳以上の有業率、農業者率の関係を見ると、有業率が高い県は、総じて 1 人当たり老人医療費が低い傾向、また農業者率

が高い県は、1人当たり老人医療費が低い傾向というようなことがあり、このような農業の特徴というのも、これから施策に活かしていくことが必要ではないかと考えております。

以上でございます。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様の方からご意見、ご質問をいただきまして、議論を進めていきたいと思えます。

いつものように、審議の進め方については、三、四人の委員の方からご発言いただいた後に、必要に応じて事務局からまとめて回答していただく形で進めたいと思えますが、それ以外に、委員の皆様の間で相互の意見交換ということもどんどん行っていただければと思えますので、ご自由をお願いしたいと思えます。

それでは、どなたからでも結構でございますので、ご発言いただければと思えます。

今回参加いただきました合瀬委員、いきなりでございますが、いかがでございましょうか。

○合瀬委員 広島での中山間地での川根の取組ですか、非常に興味深く見させていただいたのですが、今回いろいろご説明いただいて、多分、今後は地域マネジメント法人というのを作って、今農水省にいろいろある農地・水とか、それを一つにそこに集約していく方向なのか。それとも、それはそれで農地・水の協議会みたいなものを別に作って、更にまた地域マネジメント法人みたいなものを新しく作るのか、その辺りの関係を知りたいというのが1つ。

それから、今後、国土形成計画が議論されていく中で、農水省でできることと、他省庁との連携をもってできることが整理されてこなければいけないと思うのですが、その辺りのところをどういうふうにお考えになっているのか。

この2点をお聞かせ願いたいと思えます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

今、地域マネジメント法人に関連する質問が2つ提起されましたが、これは新たに出てきている法人でございますが、これに関連しまして少しご議論があれば……。

いかがでしょうか。玉沖委員、お願いします。

○玉沖委員 この地域マネジメント法人にも関連するのですが、それも含めて、簡単に全体的に5点ほど意見を申し上げさせていただきます。

まず1点目が、6ページの地域イノベーションの件なのですが、私は、中山間を

含めてですが、山間部で地域活性化や地域振興策を実際立ち上げていく事業の行動支援の仕事をするのが多くございます。その中で、この特に6ページの具体的な手法の例のところ、非常にいいなと、こういうことが設置されると活動推進のスピード感が高まるなと思って、非常にうれしく拝見させていただきました。

と申しますのは、特にハード事業の場合なのですけれども、従来どおりの手法でうまくいかないことは、自治体も地域住民の方も学習をしておられて分かっておられます。ただ、不足している地域を補うための勉強会ですとか、自分たちにはない専門知識を補ってもらいたいことをやっていきたいのですけれども、そこには残念ながら軍資金が不足しているなどということが多くございまして、勘のいい自治体は、これを別途、別の省庁の事業でエントリーして、専門家をアドバイザーグループとして持ちながら推進していかれたりしております。なので、こういったことが、例えばハード事業の場合、特にオプションとしてこういったソフトが設けられていて、自分たちで選択できるというようなことが仕組み化されていると、今までこういったことを思いつかなかった自治体のハード事業が負の遺産になっていくことを防げる大きな一歩になるのではないかと感じました。

2点目ですが、18ページの交流についてなんですけど、一言で言うと、総称して観光ということになると思いますが、私どもの「じゃらん」の持っているデータでは、観光客の宿泊を伴う旅行の目的のデータでは、専門用語で上位3位が「飯」「風呂」「箱」と呼ばれております。おいしいものを食べに行く、温泉を楽しみに行く、宿泊施設を楽しみに行く。最近、60代以降の観光客の方が増えておられますので、そういった傾向から、名所旧跡を訪ねるといった事業動機も増えておりますが、もっとこの自然な流れに乗って——どうもグリーン・ツーリズムだけ特別違うところに観光業界の中で位置している印象や傾向がございまして。こういった自然のところでは商品企画がされていて、体験を前面に商品企画をすることもいいのですけれども、例えば農村でおいしい朝ご飯を食べるみたいな企画だけで、観光客の方は十分に反応されると思います。

それと、グリーン・ツーリズムについて、「じゃらん」で一度調査をしたことがあるのですけれども、グリーン・ツーリズムについては、興味はあるのだけれども、情報収集手段が分からないというのが、大きな結論として出て参りました。なので、こういったところも少し今後解決策として視野に入れていきたいと思っております。

そして、21ページの都市農業についてなんですけど、食の仕事もしているのですけれども、最近、東京の野菜がいくつも、ブランド化していると言えるものが増えて参りました。

更に直売所なども増えましたし、少し遠方からもわざわざそういった、特にお野菜なんかを買いに行かれる方が増えました。今までは、都市計画の越えられない壁があったようですが、国交省との連携が更に深まるということなのだと思いますが、そういったところで更なる強化を期待しております。

そして4点目に、先ほどの地域マネジメント法人の28ページの件なのですが、これは既に近い活動をしている団体が多くございますし、よくぞここまで思いつくなという高い成果を上げておられる団体も非常に多くございます。今回の視察でもそういったところがおありだったと思いますが、新たに作ることに加えて、是非既存の団体も、一定の認定の条件を設けて、既存の団体も認定していくということを加えていただきたいと思います。

最後に、いつも申し上げていて、しつこいかもしれないですが、困っている地域や人を助けるとか、課題に向き合うこともすごく大切なのですが、それに加えて、例えば今だと、農ギャルですとか、こせがれネットとか、種子島のサーファー米、一つ一つをご説明する時間がないので割愛させていただきますが、そういった農業における新たな取組や、新たにかかわってこられたり参入してこられている方々、そういった活動の認知を図るとともに、彼らが必要な支援を求めているようであれば支援をして、より活動を一つ進めていくことで農業の一翼を担っていただく、新たなパワーに加えていただくということも視野に入れていただきたいと思います。

以上でございます。

○鈴木部会長 どうも様々な視点をありがとうございます。

平田委員、お願いします。

○平田委員 さっきのデータにも出ていたのですが、農家の所得がここ数年で半減したというデータが出ております。やはりここで次の政策を打つに当たって、その原因を十分検証して、次の政策に反映していかなければならないのではないかと思います。どのようにして農家の所得を上げていくかということになると思うのですが、確保できる方法として、今、玉沖さんもおっしゃいましたけれども、1つには、農家が直接利益の上がる販売方法を考える。例えば、今非常に人気のある直売所、産直市、そういったものをもっと大規模に普及していく必要があるのではないかと思います。それと、先般世羅でも見させていただきましたが、高付加価値をつけた独自産業化というようなことも更に進めていかなければいけない。

もう一点、今、玉沖さんからお話しございましたように、農村の豊かな自然ないしは環境を活かしたスロー・ツーリズムということをもっと進めていく必要があるのではないかなど。データでは、外国の旅行者は都会に今は来ていらっしゃるということですが、私どもが接触する外国の方に聞きますと、やはり日本の農村はすばらしいということを異口同音におっしゃいます。我々が外国に行っても、やはり美しいところは、外国のそういった自然が一番魅力のあるところですので、日本は、そういったスロー・ツーリズムに適応した農村環境というか、整備が大変遅れているというように私は思います。その辺のところをもっと研究していく必要があるのではないかと思います。

それと、やはり先ほど出ておりましたけれども、自然エネルギーですね。農村にはバイオマスを含めいろいろな問題がございますので、そういった自然エネルギーを農村に導入していただきまして、安い生活費が農村でできるといったことですね。それと、外国ではいろいろな税制上の優遇措置が行われていますけれども、例えば辺境地手当だとか、それから教育費が非常にかかるわけですが、そういった農村での教育費を補助するだとか、中国ほど、無税というところまでいくかどうかというのはありますが、農村に住むことによってそういった補助というか政策があるというようなことが、今後そういうものがないと若い担い手を農村に誘導するというのは非常に難しいのではないかと思います。

それに伴って、分散型の居住ということも進めていかないと、日本で東京一極だけ元気がいいというのでは、日本の国全体として将来大きな禍根を残すと思いますので、そういった面で、やはり農村分散居住というのを進めていく必要があるのではないかと思います。

それと政策的には、先ほどお話がございました中山間地域等直接支払というのは、非常に地域で好感を持って迎えておられます。その一番の理由は、やはりお金が自由に使えるというのがあるのではないかと思います。例えば、地域によってはグリーン・ツーリズムに使うだとか、鳥獣対策に使うだとか、ため池に使うだとか、水路の整備に使うだとか、もろもろのものに使えるような金になってございます。そういった点が非常に好感を持って受け入れられているということであると思います。

それにつきましても、これは中山間地だけにかかわらないのですけれども、そういった制度を取り入れるに当たって、非常に手続が煩雑であるということがございます。そういった点で、先ほどデータもございましたように、非常に高齢者が増えてきているというようなこともございまして、なかなかやりたくてもできないといったような状況もございま

す。そういった政策をある程度高齢者の方でも受けられるようなシステムにするだとか、地域によっては農協、市を挙げてその政策をサポートしていらっしゃるところもあるようですけれども、そういった形にするとか、そういった制度がスムーズに受けられて地域が活性化するということが、ある程度求められているのではないかと思います。

それと、中山間地に限らずいろいろな政策が今打たれておりますけれども、農水省、それから国土交通省、経済産業省、総務省、いろいろと今農村をサポートしていただいております。そういったものがもっと効果的に成果が上がるように、強い連携の下に政策が打たれる必要があるのではないかと考えております。

ちょっと長くなって申し訳ございませんが、農業政策の中で、例えば 50 %補助になった場合、国が2分の1、地方が2分の1 というような形になってございますけれども、1つには、食料生産の場合は、やはり適地適作ということがございます。地方でそれを決めるというのは、国民の食料を確保するという観点から立てば、地方に任せていいのかなということが1つあると思います。それともう一点、人口の大多数というのは農業をやっていない都市に住んでいらっしゃるわけですね。食料問題は都市問題だと思いますが、そういった段階で、やはり都市の人々の食料を賄うのに、地方にその政策を任せておいていいのかなという問題もあると私は思います。

そういう点で、食料確保という面について政策を打たれるのであれば、ある程度国が責任を持って実行するということがなくては、なかなか国民の食を担保するというのは、非常に難しいのではないかなと思います。

以上です。

○鈴木部会長 どうもありがとうございます。

中山間地域等直接支払については、非常に現場で自由に使えるようになっているということがメリットであると。ただ、2分の1補助等の今の最後の問題については、要するに、国で全面的に金額的に見るような形が必要ではないかという……

○平田委員 県が2分の1を見切れないのでやれないということが結構あるのですね。だから、そういうことがあっては、特に食料についてはまずいのではないかというように私は思います。

○鈴木部会長 よく分かりました。

岡本委員。

○岡本委員 岡本です。

今回の資料を読ませていただいて、全体的なことを3つほど、個別なことをいくつかお願いしたいと思います。

全体を読ませていただいて一番最初に思ったのは、とても複雑で難しいなということです。私は、農村に住んでいるわけでもありませんし、農業をしているわけでもないので、でも、日本の中のほとんどの人がそういう状態だと思うのですが、そういう人にとって、正直難し過ぎて、本当に分かりません。私もこの前、現地視察に連れて行っていただいていたければ、もっと分からなかったらと思うながら読ませてもらいました。

もちろん、こんな複雑なことを全員に知らせる必要はないとは思いますが、知りたいと思った人がいた場合、もう少し分かりやすく知らせることができる準備だけはあるのもいいのではないかなと。先ほど納税者という話も出ましたが、都市住民の方が多くて、その人たちが納税者でもあるので、そういう知らせる準備だけはしておいて欲しいなと思いました。

それから2番目ですが、人材育成という言葉が何カ所か出ています。これはとても大切なことだと思いますが、その育成した人がどうなったかという検証も必要だと思います。また、よくハードのものにはお金は出るけれども、ソフトのものとかコーディネートするものというものに対してはお金が出にくいというのもあると思うのです。出ていないのが現実じゃないかなと私は感じます。コーディネートとかソフトというのは見えにくいですが、結構手間暇がかかることで、そういうものにもきちんとした、もちろん仕組みが必要だと思いますけれども、お金を出して、それが職業にできるというか、ボランティアに頼るばかりではない、年金でどここのボランティアをやっているからやっていますという言葉は本当はおかしい話なので、そういうことを言っていたら、生活をしながらやらなければいけない若い人とかが入れるはずがないので、その辺をもう少し考えていただきたいと思います。

あと、関係省庁との連携という言葉がたくさん出てきます。これは大切なことで、やらなければいけないことなのでしょうけれども、何がどう連携しているのか、私にはよく分かりません。それ以上に、農林水産省の中でも相反するようなことがたくさんあるような気がしますので、さらっと書かれて、連携しますというのは、実際何をやっているのか、できたらもう少し教えていただけたらなと思います。

あとは個別のことです。

グリーン・ツーリズムとかニューツーリズムのお話がありました。私も、環境の視点か

らという感じですが、やっています。大人の社会見学みたいな形でやっていますが、興味のある方はとてもあります。一定数の方はとても興味があって、お金を払って時間を使ってやってみえますが、確かにそれが多いわけではない。だから、グリーン・ツーリズムが、興味はあるけれど増えていないというのが、やはり現実だと思います。その時に、キャッチコピーじゃないですけども、先ほど玉沖さんがおっしゃられたように、呼びかけ方をもう少し考えるといいのではないかと思いました。

あと、子どもの農業体験とか都市農業についてですけども、これは何のためかなど。特に子どもの農業体験で、ここにプログラムが載っていましたが、結構、苦勞して大変だよということを知らせるよりは、楽しみましょう、親しみましょうみたいなイメージのプログラムだと思います。これで何を伝えたいのかなど、1週間使って何を伝えたいのかというのをもう少し明確にして、ただ体験させて親しませて遊ばせればいいのか、それともこれは伝えなきゃいけないことを明確に持つておくのか、ちゃんとしておかないと分からなくなるし、先生たちもなかなか乗ってきてくれないのではないかと思います。

前も言わせていただきましたけれども、教育ファームとの違いとか、こちらはまた違う部署ですとか言われても、先生たちにとっては両方農業体験には違いなくて、そこから何を学ばせるかということが主に目のつけどころになってくるので、その辺しっかり分けて、これはこういうことですよということを伝えなければ参加者は増えてこない、参加する学校は増えてこないように思います。

あと、最後の 33 ページの方でゾーニングみたいな話がありましたけれども、ゾーニングとか仕組みを作るというのは、行政の本当に大切な役割みたいな気が私はしています。今、水とか緑を守るということで森林税みたいなものも出てきているので、都市住民も納得すれば、別に費用負担に対して抵抗があるわけではないと思いますので、きちんと伝えるだけのものを与えて欲しいなと思います。

以上です。

○鈴木部会長 どうもありがとうございます。

古口委員、どうぞ。

○古口委員 私は、今回の資料は大変よくできた資料だと思っています。今までの資料の中で、一番感動して読んだ資料です。農村をめぐる問題がよく整理されていて、特に兼業機会ということに着目した点、このことについては、これを一番先に持ってきたということは、よく現状を捉えていると思っています。

私は、兼業農家という形態が日本の中山間地を救う大きな手法であると考えています。そのようにも申し上げてきましたけれども、その意味では、今回の資料は本当に問題をしっかりと捉えて、またその上で、新産業の創設ということなどに踏み込んだ良い資料だなと感心して読ませていただきました。民間企業の参入リスクの軽減、その他にいろいろなことが書いてありますけれども、本当によく考えられた資料だと思っています。

そのような中で、民間企業や研究機関と中山間地域を結び付ける役割を果たす部署を農水省の中で明確にしっかりと位置付けたらどうかという思いがしました。皆さんから先ほど出ているように、各省庁の連携というものはあるのですが、連携はいいのですけれども、やはり窓口を一本にして明確にして、中山間地域の農村がそこを窓口としていろいろな施策ができるようにしていただければありがたいなと考えました。

それから2つ目なのですが、子どもたちを農村へと、そこがあったのですけれども、今、岡本さんからありましたけれども、これはこれでいいのでしょうかけれども、私が前から申し上げているのは、是非子どもたちを育てていく、教えていく教師とか保育士等を目指す若者を、大学の在学中に農村へ出す施策がもっと必要なのかなと思っています。交通費などの支援があればありがたいのではないかと。

なぜそういうことを言うかという、そうしたことを望んでいる首都圏の大学あるいは学部が非常に多いということに最近気づいていますが、なかなか旅費とかその面で大学も踏み切れないでいるというお話を聞きました。本当にこういうことにも着目していただいて、もっと大学生を農村にという面も考えていただければありがたいと思っています。

褒めた中で大変失礼なのですが、参考資料の36ページなのですが、最後にちょっと、農業・農村と高齢者医療の関係なのですが、確かに私の町も、1人当たりの老人医療費は低い傾向にあるのです。でも、ここの部分だけ読むと大変いいような感じを受けますが、実は中山間地域とか山間部では医療機関もないのですよ。ですから、なかなかお医者さんにも行けないのです。高度医療も受けられません。ちょっとした傷や、都会の皆さんが慌てて駆け込むようなことは、ほとんど家で皆さん結構やってしまうというのはおかしいですけれども、医者に行かないのですね。そういうこともあるのです。

それから最後に、農林漁業は他産業と比べて「生涯現役」を続けやすい職業と書いてありますけれども、これは前に資料をいただいたので農家の人に見せたのですけれども、別に誰も生涯働きたくてやっているわけじゃないのですね。やはり食べられないから、大変でやっているのだと、そういうことを分かってくれと言う方もたくさんおられましたので、

この場で申し上げておきます。

ですから、確かに現実的にはこのとおりなのですけれども、だから農村の生活はいいのだよ、農業はいいのだよというのではなくて、その裏には、農業・農村の厳しい現状があるということも分かっていたいただきたいと思います。

以上3点です。

○鈴木部会長 どうもありがとうございます。

それでは、藤岡委員、お願いします。

○藤岡委員 今ありましたように、非常に立派な資料だと思います。

先ほど何人かの委員からも出ていましたが、各省庁の連携というのは農村対策には不可欠だと思います。恐らく今まで各省庁の連携がずっとうまくいってれば、このぐらい農村は疲弊してこなかったのではないかと。そういう意味で、私は日本の行政というのは、昔から言われているように縦割り行政の弊害というのがずっとありましたので、この立派な資料にありますように、いかに横の連携がとれるかということにかかっているのではないかと思います。その辺のところは是非頑張ってもらいたいなと思っております。

1つ、農村という定義は私もはっきり分かりませんが、日本の農業というのはいろいろなスタイルがあって、大規模な平場の農業もあれば、非常に条件不利地な山間農業もある。私がいるところなんかも、どちらかといえば山間地なのですが、だんだん人がいなくなっていく、農村が衰退していくというのは、これは自然な人口減の中ではやむを得ない面もありますけれども、今回視察の広島でも拝見させていただきましたが、いかにそういう中であって人材といいますか、地域の集落のコミュニティをリードしていく人材いかによって、活気のある農村と完全に落ち込んでいる農村というのがはっきりするわけです。

そういう意味では、先ほど合瀬さんからも出ましたけれども、いかにそういう地域をコーディネートしていく人材を育てていけるかどうかということが、ハードの事業でいろんな予算をつけて建物を建てるとか環境を整備する、それもそれで大事なのですけれども、そういう箱モノというのは、人がいなくなると無用の長物になってしまうのですよね。人材というのは、そこで駄目なら、隣の村へ行ってもまた活躍できる。そういう意味では、人材をいかに育てていけるかどうかということが、私は農村政策にかかっているのではないかと思います。特にお願いをしたいのは、農水省の皆さんは恐らく優秀な人がいっぱいいますので、定年後は是非とも農村へ行っても皆さんのノウハウを活かして、地域再生のために優秀な人力を私は大いに活用してもらいたいなと思っています。

以上です。

○鈴木部会長 どうも、いろいろなご提言ありがとうございます。

三村委員、どうぞ。

○三村委員 初めてこれを拝見したのですが、政策は緻密ですし、非常にメニューは多いというふうに感じました。

ただ、先ほどご指摘があった点と私はちょっと似ているのですが、全体が少し複雑で分かりにくい。つまり、先ほどのスローライフ、スローフード的な切り口のところの部分と、農村をいわゆる一つの基盤整備していくという部分と、それからこれは恐らく一番重要だと思うのですが、イノベーションとかマネジメントとか人材育成とか新しい連携とか、これは非常に新しい切り口だと思うのですが、それがいろんなページで混在していますので、その辺り少しストーリーが読みづらいかなど。だから、その辺りをもう少し整理していただくと、どういう主体でどういう役割の中で、どのような施策があるのかというメニューが見えやすいのではないかなという感じがいたします。

特に、イノベーションとかいわゆるマネジメントというような考え方のところとか、それから新しい人材育成、教育体制、そういったような方たちに対するイノベーション支援というのは非常に新しい切り口でありますので、これに対しては従来の政策の枠組みではない、もっと思い切ったものが必要だと思いますし、先ほど何度もご指摘ありましたように、恐らくそこは農水省の枠を超えてどういうことができるかということ、もっと大きく見せていただくといいのではないかと私も感じました。

それから、最後のゾーニングのところでもありますけれども、やはりこれは日本社会全体としても大きな問題でありますし、今のところ、これは国土交通省との間の話であるとか連携ということであるのですが、かなり国民的議論を深めながら、都市と農村地域のエリアにおけるスプロール現象とか虫食い状態ということは、見ているもこれは放置してはいけないところでもありますから、それについては、やはりいろんな発信をしていただいて、議論を広げるとか深めるというような形で工夫をしていただければありがたいかなと思います。

以上です。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

それでは、松本委員どうぞ。

○松本委員 2点ほど。

古口委員からのご発言に関連するのですが、1つは兼業機会ということで、いただきました資料の4ページ、販売農家の総所得の推移ということで極めて簡潔な図が出ておるのですけれども、484万のうち、本体の農業所得が120、農外所得が194、年金等の収入が170ということで色分けになっているのですが、そこでですね、まず農外収入のところにつきましては、私の郷里なんかにも足を入れますと、今こういう状況ですから、兼業機会といえますか、そういうのは介護と福祉、あるのだけれども、これしかない。しかし、時給単価は極めて低くて大変収入は低いのだと、こういう声をよく聞かされるのです。この介護・福祉から更にどういうふうな、農商工連携とかいろいろあるのでありますが、本当に力こぶを入れないと、これは容易でないのではないかと印象をすごく持ちます。

そこで、農政としても、かつてを思い出しますと、30年代から40年代、一大政策といえましょうか、就業改善とかそういう施策を打っておられた時もあったと思うのですね。出稼ぎとかいろいろありましたけれども、そういうかなり骨太の施策をもう一回打ち出すということも必要になってくるのではないかと。いろいろ政策的なメニューは出るのですけれども、そう速効性があるわけじゃないし、将来頑張れば行く方向性だなというぐらいであって、今現場が苦しんでいる、これについて、公共もこういう状況でありますから、効果がかなり早いスピードで出るというような、そういうものを何か打ち出す時ではないかと、考えられないかという印象が1つ。

併せまして、一番上の年金等、これも大きなウエートなんですね。いろいろあっても、農村部は多世代の中で農業経営あるいは家庭も営まれているということであれば、よく言われるんですが、農機なんかもおじいさんの年金を充当してもらって更新をしたなんていうことも現実の世界ではやられているわけですね。そういう観点で、農業者年金制度があるのでありますが、いま一度、これは今全国的に10万人の加入増ということを目指しておるのでありますけれども、確定拠出型年金という先端的な年金制度でありますけれども、細微を見ますと、もう少し現場が加入しやすい、そういう制度的な改善なり、もう一回洗い直すことが必要ではないかと。トータルで農業所得、農家所得、そういう観点からいたしますと、この部分についても、もう一回政策的に見直す必要があるのではないかと、ということが考えられます。

それから、もう一方の都市農業でありますけれども、最近、私どもも関連しております東京都なんかもそうなんです、いわゆる市民農園と都市農業としての農業経営という観点で整理しておるとこういう都市農業と、農政的にもきちんと仕分けをして施策の体系を

組まれた方がいいのではないかと。どうもその辺りが混然としておりますので、都市農業におきます農業経営として、どういう枠組みを追求できるかというところと、農地保全とか、もっと幅広く都市政策サイドからも昨今言われているようではありますが、そういう観点での都市農業の位置付けと、こういうのを仕分けをしながら体系的な強化を図る時じゃないかと考えます。

以上であります。

○鈴木部会長 どうもありがとうございます。

それでは、ここで1回切りまして、これまで様々な貴重なご指摘、ご質問もありましたので、事務局の方から少しコメントをお願いしたいと思います。

農振局関連のものが多いかと思いますので、農振局長の方から、まずお願いします。

○農村振興局 ちょっと長くなったり、それから重複をしてしまうものがあるかもしれません、恐縮ですが。

まず、地域マネジメント法人関係でいくつかご議論がありました。これを今ある協議会なり中山間の協定のようなものを母体としていくのか、別途つくるのかと、こういうことでありますけれども、これは率直に申し上げて、いろんなやり方はあると思います。ただ、一つ言えるのは、例えば中山間の直接支払でもそうなのですけれども、非常に小さいな集落で協定を結んでいる場合があって、そういうものが母体になることは考えにくいわけですが、一方で、中山間の直接支払だけを考えた時に、今後もそういう形で続けていくというのはなかなか難しく、もう少し集落協定の範囲を広げて対応しよう。もう既に2期目に移った時に、そういうふうな判断をしたところもありますし、今後はそういうものが増えてくると思いますので、そういう意味では広がり的に重なるものというのは増えてくるのではないかと考えています。

ただ、もちろんその果たす機能というのは、農地保全なり農業資源、農地とか水の保全ということだけをやるのではなくて、先ほど出たように生活支援、それから今申しましたような農地なり農業資源、あるいは里地里山の保全、地域資源を活用したビジネス、こういったものを全体として実施をして、そして一つ一つだと小さいので、一つ一つの協議会なり協定、組織を作ってやるということもないではないのですけれども、それは非常に手間もかかりますし、ある意味でそれが一つのビジネスとして永続性を持って、かつ、そこで場合によっては周年雇用の機会も出てくるというようなことがなかなか期待できないので、そういう意味でそれをまとめた組織体を作っていこうと、こういう発想だと思ってい

ただければと思います。

それから、その関連で、これだけではないのですけれども、人づくりなりアドバイザーをどういうふうに確保していくかということが出ておりまして、実は私どももソフトの部分の支援というのはかなり一所懸命やっていますし、相当自由に使えるようなソフト支援というのをやらせていただいておりますが、ただ、農村振興政策というのはどうしてもそういう性格があると思いますけれども、いろいろなタイミングで各自治体なり何なりが使いやすい、あるいは何らかの形でそういうタイミングに合うような事業を各省の事業の中から選んで使うと、こういうことは現実にあると思います。それと農林水産省のハードが組み合わさって一つの事業になっているというものもあると思いますが、そういうものは逆に言いますと、先ほど来出ている各省連携の一つの形だと思しますので、各省連携というのをもちろん霞が関でも進めなければいけませんけれども、現場段階でどういうふうに各省の施策をうまく組み合わせて使えるような体制をつくるかということも、重要な観点ではないかと思っています。

次に、グリーン・ツーリズムの関係も何点かご指摘がありまして、興味がある人はいるけれども、広がりがないということでありまして、また、どうもグリーン・ツーリズムだけがやや別のところにあると、こういうようなご指摘もあったのですけれども、これについてはニューツーリズムのような考え方で、各省で連携してやっていこうということも出ておりますし、そういう中で、1つはエコツーリズムとグリーン・ツーリズムを組み合わせたようなですね、先ほど玉沖委員もありましたけれども、例えば農家民宿に泊まって朝飯なり晩飯でその地域の物を味わうのだけれども、活動のほうはエコツーリズムの活動をするとか、そういうものを何とか作れないかということで進めているところでもあります。

それから、地域づくり全体の話でいくつかお話がありまして、国土形成計画との関係、それから分散型居住を進めていくべきではないかというお話がございました。こういったことについては、私ども当然同じ考え方でありますけれども、これも以前はどうしても地域の、特に端っこのほうにあまり人が住み続けるのはどうかという議論もあったわけですが、そういう議論というのは、やや低調になってきていて、どちらかといえば、できるだけ暮らしたいところに住み続けられるような、そういう条件をつくっていこうということが基本になっていると思います。

そういう中でも、もちろん農村の、特にいわゆる中山間地域だけで暮らしを成り立たせていくことは難しいわけでありまして、既に町村合併をしているところは、その中での

中心市街地との関係を持ちながら役割分担をしてやっていく。また、それがないところは、定住自立圏構想という中心市とその周辺の町村の関係で連携を持ちながらやると、このような考え方も出てきておりますので、そういったものと連携して、一方で、農村、特に中山間地域の中でもある程度の生活条件、生活支援というのがその中で賄えるような、そういう体制をつくっていくことを考えているということでもあります。

それから、兼業の話が出ておりました、確かに 40 年代は、先ほど松本委員もおっしゃったように、就業改善あるいは農工導入とかそういった施策を進めてきて、一定の工業分散、産業分散というのは達成されたと考えておりますが、今日的に言って、更に都会の企業がどんどん地方に設立されると、そういう状況にはないと思っておりますので、やはり今後の兼業機会という意味では、地域資源を活用して、しかもその一つ一つは少し小さいかもしれませんが、それを集めた形で何とか一つの産業、企業にしていくという方向で考えていきたいということで、その一つの切り口として地域マネジメント法人があると、こういうことでもあります。

それから、都市農業の関係ですけれども、これについては、特に市街化区域内の農業ということ考えた場合に、かつての宅地並み課税をめぐる議論で、宅地化をするのか農地として保全するのか、どうしてもその議論というのが市街化区域農業の議論のほとんどを占めてしまっていて、そこでの農業経営なり農業政策というところに必ずしも十分な意が用いられていなかったというのは事実だと思います。そういう意味で、そのところは若干切り離して農業政策として考えていく。それから、もちろん農地として保全をするということに関しては、これは当然都市計画なり税制との関係というのは切り離せないで、そこはそれとして、先ほど資料にもありましたように、今後都市計画制度の検討の中で我々としても一緒になって検討していきたいと考えております。

あと、それとの関連でゾーニングの関係ですけれども、これもいくつかお話がありましたけれども、1つは、前の国会で農地法を改正して、農地の保全というのも今まで以上にしっかりできるような体制を作ったわけですが、ただ、一方でこれまでの地域づくりの中で必ずしも好ましい土地利用が実現していなかった部分はあって、その点については、当然国交省の方も、これからはコンパクトシティという方向で、都市をこれ以上広げない、あるいは場合によっては少し縮小すると、こういうことを基本的な方向にして考えていきたいということでもありますので、そういう中で我々としても、本当に望ましい土地利用計画、これは両省である意味で一緒になってできるような望ましい土地利用計画とい

うのがどういうものかという観点から考えていきたいと思っています。

それから、全体の話として、この資料はややストーリー性がなくて分かりにくいと、こういうお話がありました。確かに、農村政策全体のイメージというところがはっきりしないところがあったかと思います。この点は、5ページの農山漁村活性化ビジョンの策定というところを一応今回のストーリーの全体の流れにしたつもりでありますけれども、ただ、これ自体、今後更に、ここにありますようなビジョンの策定というようなことできちっと整理をしていきたいと思っています。

ただ、先ほど何人かの委員の方からその点についても出たわけですが、農村といっても、平場の農村地域、それから中間農業地域、山間農業地域、こういっただけでも違いますし、更に本当のところを言えば、地域差というのはそれ以上に非常に多くあって、こういうビジョンというのも、国全体の1本のもの、それから先ほどのような3つ、4つの地域区分をしたもの、場合によっては都道府県というレベル、それから市町村というレベル、それぞれあると思います。ただ、農村というもの、あるいは農村地域政策というものの特徴を考えた場合には、どうしても市町村の段階で、場合によってはそれよりももう少し小さな範囲で、地域の特徴と置かれた条件を考えながら政策を組み立てていくということがどうしても必要になるので、先ほどそういうご指摘もあったかと思いますが、いわばそれぞれの段階に応じた政策の進め方というのを、今後当然基本計画なりビジョンを策定するに当たって留意をしながら、分かりやすい形で整理をしていきたいと思っています。

ちょっと漏れている点があるかもしれませんが、以上であります。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

その他の点も……、はい。

○農村振興局 すみません、もう一点、言おうと思っていて忘れていました。

中山間の直接支払のこともいくつかございまして、これについては、特に高齢者の方々が当然取り組む主体として今まで以上に多くなっていくわけで、その方々が取り組みやすいような、また今後5年間、営農なり農地保全が継続できるような、そういう体制を作っていく、そういう仕組みを作っていくということが必要だと思っていますし、そのためには、これまでも市町村とか農協がサポート体制をつくっているのですが、ただ、市町村合併もあって、そこが難しくなっているところは率直に言っているとあります。そういったご意見は私どもも承知しておりますので、そういった中でも、やはり自分たちだけ

ではなかなかやり切れないというところを、どういう形でお手伝いをしながら実施するのかと、こういうことも考えていきたいと思っております。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

それでは、まだ議論もあろうかと思いますが、もう一つ議題もございますので、ここで農村関係の議論を一度……

○古口委員 すみません、1つ、ちょっと言い忘れたので。

○鈴木部会長 はい。では、それだけお願いします。

○古口委員 兼業ということで就労の場の話が出ているのですが、今、中山間地域の町村、自治体が最も望んでいるのは、兼業農家として確立ができる就労の場の創設であることは間違いありません。本来でしたら、県がこのような形でもっと中山間地の就労の場ということに強くかかわるべきだと思うのですが、なかなか県も今ご自身で、県の方で建てた工業団地等も埋まっておりませんので、そこまで手が回らないというのが実情だと思います。

そこで、提案なのですが、生産調整という制度が今後どうなるか分かりませんが、私は、形を変えてもある程度続けていくべきだとは考えていますけれども、この制度で最も不満が多いのは不公平感です。生産調整をきちんとやったからどうなのだと。農家もそうですが、自治体もそうなのです、実は。町村も、しっかりとやっている町村とやっていない町村と一体どう違うのだというような、そういう気持ちがあります。そこで、過去5年間、例えばきちんと達成している自治体に対して国が積極的に企業との橋渡しをして、就労の場の創設のための支援をすると、そういうようなことが私はあってもいいのではないかと、そんなふうに考えています。中山間の自治体が最も望むものに対して、国が、きちんと国の制度とともに歩んでいく自治体に対して支援をしていくと、そのようなことは考えてもいいのかなと思っています。

以上です。

○鈴木部会長 どうも、この点もご提案として承ります。

それでは、次の議題の方に移りまして、食料自給率についての説明をお願いいたします。

○食料安全保障課長 食料安全保障課長の大澤でございます。時間が押しておりますので、資料は事前にお渡ししているという前提で、資料作成に当たっての考え方を中心にご説明したいと思います。

食料自給率は、基本計画の中でも、食料の安定供給を一言で表すとどうなるかということで、最も有名な指標でございます。そういう意味では、国民の皆様に食料の安定供給の

状態を示すという意味で、最も重要なコミュニケーションの手段だと思っております。

他方で、数字というものは往々にして独り歩きしがちでございます。そういうことで、食料自給率目標設定等々、具体的数字をどう現状評価し、どう設定するか等々は、20年度の数字がもうすぐ出ますので、それを踏まえて、また秋口以降にご議論いただくことにいたしまして、本日は、食料自給率というもののねらいと、それがちゃんと表わされているかどうかという意味での一種のヘルスチェックをしたいと思っております、資料を作らせていただいております。

1ページですが、その前提として、食料安定供給確保の考え方というのを基本法に遡って作っておりますが、ポイントは、平時と不測時双方の安定供給というのを基本法は求めていると。そのためには、確保の手法として、農業の健全な発展というのが自給をしっかりとつかむためにも大事だろうということでございます。

そこで、食料自給率を検討する視点は3点あると思っております。平時における状態を表わしているかどうか、農業の健全な発展を表わしているかどうか、不測時における供給確保を表わしているかどうかということが、それぞれ今どうなっているかというのを2ページ以降で説明してございます。

まず、考え方と定義から言えることは何かということでございます。算定式は枠の中にごございますが、国内消費仕向量を分母として、国内生産量を分子とするということで、それぞれどういう場合にアップするかという要因が吹き出しで書いてございます。この逆が下がる要因でございます。

3ページですけれども、食料自給率は非常に国民の認知度は高いというふうに思っておりますが、意外と知られていない事実というのが、右の魚の例でございますけれども、魚につきましては、食料自給率は1%ずつ3年間上がり続けておりますが、これは国内生産量、国内消費仕向量がそれぞれ低下している中で、結果として上がっているという状況でございます。これが本当に——これは魚の例ですけれども——農業の健全な発展ということかどうかということでございます。

そこで、取りあえずの方向でございますが、4ページですけれども、論点は今ご説明したものをまとめたものでございますが、取りあえず解決の方法その1としまして、食料自給率の考え方・意味や、望ましい自給率の上がり方とは言えない場合、これは市場規模が縮小する場合とか輸入が短期的に途絶しちゃう場合とか、そういう意味で国民経済上、必ずしも発展とは言いがたいような場合、こういうような場合などを国民に十分情報提供し

て理解を求めた上で使っていく必要があるのではないかと、取りあえず言えるかと思えます。

5 ページですが、今度は、食料自給率はカロリーベースと生産額ベースで示しているけれども、生産額ベースの自給率というのは認知度が低いという問題でございます。左側がカロリーベース、右側が生産額ベースでございますが、より分析したものが6 ページに書いてございます。

6 ページは、品目別にそれぞれのベースの貢献度を比べてみまして、かなり違うもの、高いほうを緑、低いほうを赤に色分けしたものでございます。米と砂糖がカロリーベースでは高く評価されるのに比べまして、生産額ベースでいきますと野菜、畜産、その他いろいろございますが、特に野菜と畜産が生産額ベースの貢献度が高いということになっております。

自給率の中で比較的有名な表は、7 ページの下にある表で、国際比較をしたものだと思います。先進国の中で非常に低いということですが、これはカロリーベースでございます。生産額ベースでは、現状では国際比較をしておりません。していない理由は技術的なものでございまして、右上の枠にありますように、③で加工用仕向量の国産・輸入の内訳、こういうデータが、カロリーベースでは今各国のデータを基につくっておりますけれども、それが各国分は把握できないということで試算はしていないところでございます。

8 ページですが、それでは生産額ベースの自給率というのは、農業の状態をよりよく表わしているかどうかということなのですが、何分、毎年の価格水準で評価しておりますので、ちょっと農産物の不作等で需給がひっ迫になるとすぐに上がります。ですから、カロリーベースに比べて前年度より上昇した回数というのが非常に高くなっております。他方で、残念ながら総農家数なり耕地面積は終始一貫して減っておりますので、毎年毎年で見た場合に、生産額ベースの自給率が上がるのが、本当に農業のパフォーマンスを上げるということの意味するかどうかという問題につきましては、若干の疑問がございます。

9 ページですが、そういうような論点をまとめておりまして、解決の方向としては、これはまだ今後の検討課題なのですけれども、双方の自給率について、平時の指標としても、不測時の指標としても、それぞれ限界があるということで、これをどうしていくのかということをもっと更に検討を進めて参りたいと思っておりますが、少なくとも従来以上に生産額ベース、これは農業のパフォーマンスを表すという意味では、より意味はあると思っておりますので、もう少し普及を促進するために、一定の前提を設けた上で生産額ベースの国際比較というも

のにチャレンジしてはどうかという提案を差し上げております。

10 ページですが、それでは、特に農業の健全な発展との関係で、生産要素との関係、農業をやるには農地・人・技術が要るわけですがけれども、これらが食料自給率を決めるに当たってどういうふうに取り組まれているかということでございます。それぞれ生産面、消費面、取り組むべき課題を明確にした上で、品目別に生産努力目標あるいは望ましい消費の姿というのを示しておりますけれども、現状に加えて目標として出している数字は、諸課題の解決を前提とした場合という形で示しているところがございます。それから、農地なり人の状況を表すような構造展望等については基本計画の外に、もちろん関係付けてやられておりますけれども、一応外に置かれているところがございます。

そういう意味で言いますと、11 ページの論点の1でございますが、品目別に技術面などの課題はある程度整理されておりますけれども、特に農地・人に関する課題は詳しく整理されていないで来ているという問題。それから2ですが、将来像について、現状から自然体で推移した場合の将来の状況というのが示されていない。これは、要するに今のままていくと10年後どうなるだろうかというところについての数字がなくて、いきなり目標の数字が出てくるという問題があるかと思っておりますので、この点につきましては、もっと農地・人・技術ということに着目いたしまして、現在の農地利用、農業従事者の状況、反収等の姿が自然体でいったらどうなるか、これが過去と比べてどうか、そういうのを踏まえて関係者の取組・努力の目標を作っていくというような流れにしてはどうかということで、そういうことが明らかとなるような一種の農業生産力に関する指標というものを補完的に作ってみてはどうかということを提案させていただいております。

なお、これは非常に数量的な問題でもございますので、この道の権威でもございます鈴木部会長に幾人か学者の方を選んでいただきまして、少し学者の間での意見も聞きながら、どういう考え方でいくかというのを整理した上で、次回以降の企画部会で、その考え方についてまたお諮りすることといたしたいということを事務局としては提案したいと思っております。

参考ですが、食料自給率のそもそもの射程といいますか、一種の限界をより理解いただくために、食料安全保障というものも非常に広い意味で考えなければいけないのではないかというような若干の問題提起を13 ページでさせていただいております。いろいろな問題が出てきて、フードチェーンの各段階においていろんなリスクが発生しているというふうに理解しております。

14 ページ、最後のページですが、この多様化への対応としても、国家間の連携、民間事業者による国際的なリスク対応、民間NPO等によるリスク対応という形で、様々なものが出てきておりますので、食料安全保障の考え方についても、フードチェーンの中でリスクが多様化しているということを踏まえて、より広い枠組みで検討するということが食料自給率の問題と併せてやっていかなければいけないと思っております。

以上です。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

それでは、また皆様の方からご議論いただきたいと思いますが、まず、荒蒔委員から、もし先ほどの農村の問題についてもまだご発言すべきことありましたら、併せてお願いできればと思います。

○荒蒔委員 ご指名をいただきまして、ありがとうございます。

まず、食料自給率の問題ということなのですが、今、確かに自給率についてはエネルギーベースと生産額ベースということで、それぞれ視点が違うと。しかし、世の中では一般にエネルギーベースということで、世界的に日本は非常に低いということが問題視されていると、この認識を全員がしっかり持つということは非常に大事なことで、ここだけはやっぱり、そんなこと言ったって、エネルギーばかり言ったってしょうがないじゃないかということじゃなくて、これはこれで一つの大きな視点ですから、これを国民全員が認識して自覚するというのが一番大事なことで、それに向けての情報活動というのは、しっかりやるべきだと思います。

また、対策については、それぞれいろいろありますので、これは今の情報活動についての意見ということで申し上げます。

それからもう一点は、先ほどの前半の方の議論の中で、それぞれの皆さんからも言い尽くされていると思いますが、やはり農政というのは、ずっと戦後非常に長い間、何とか日本農業を強くしようということでやってこられたので、その実績というのは実に評価されるべきだと思いますが、いわゆるその流れが、特に霞が関というと皆さんアレルギー反応を示されますけれども、行政、東京を中心に本庁行政があって、そこから都道府県含めて市町村に行く、そしてそれが農家に行くという流れ、ベクトルが、いつも一定のベクトルでずっと来ているということが、やはりこの時代になって、それをどういう形で見直していくかというのが非常に重要な問題だろうなと思います。

従って、農家の皆さんも、顧客というのですか、自分たちの製品というのがどういう形

で誰に使われ、誰に渡って、どういう評価を受けているかという部分を現状認識していくということを行政全体で高めていく必要があるのではないか。だから、やらされ感から、やる気感にどう変えるかというところが非常に問題なので、先ほどアドバイザーの育成というのがありましたけれども、私も現場をいろいろ回ってみて思うのは、優れた地域というのは、アドバイザーというか推進役が非常に熱心で、常に先ほどの双方向のコミュニケーションというのを十分意識してやっていらっしゃるということが見てとれますので、やらされ感からやる気感というものに変えていく努力というのをどういう形でやっていくかと、これは非常に大きな課題なのでそう簡単じゃないのですけれども、そういう意識を持っていく必要があるのではないかというのが1点です。

それから、もう一つは、中山間地域に限らずなんですけれども、やはり産業というのはどうしても経年稼働というのが大前提で考えているわけですね。だから、インダストリーが来れば、それは経年稼働するから雇用が安定するのだと、それを何とか農村にも持ち込みたいのだと。

この間、ユズの加工場を見ましたけれども、あれもちょっと課題があるなと思うのは、ユズが採れたときにいろいろなものに加工するのはいいのだけれども、採れないときまで細々とわざわざ加工を続けるという、その前提が僕は狂っているのではないかと思います。

ですから、産業というものを農水産物に依存する限り、季節性があるのだという前提というのが、むしろそれは何というのでしょうか、あきらめるというのではなくて、そういう中で成り立つ構造というのをつくっていく必要があるのではないかと思います。決して昔の仕組みがいいかどうか分かりませんが、例えば米の生産地から、冬になると杜氏が酒作りに出ていくとかですね。まあ、出稼ぎというのとは一緒に暮らせないという問題がいろいろあるのですけれども、これは季節性というのを前提として産業というか生活を成り立たせるということなので、やはり農林水産業をベースにした加工とかそういう事業も、ある意味では季節性というのを前提として、暇な時にどうすればいいか、暇な時は暇な時で別なことを考えるような仕組みづくりというのがむしろ要るのかなと。これを無理やり経年稼働しようとするから、いろんな意味で大きな施設が遊んでしまうとか、あるいは人が遊ぶから何とか考えなければいけないというふうになってしまうので、これは雇用問題とか何か考えると簡単に言えない話なのですけれども、そういうところをむしろ考えてもいいのではないかなと印象としては持っております。

以上です。

○鈴木部会長 どうも貴重なご指摘ありがとうございます。

それでは、森野委員に先にお願いできますか。

○森野委員 食料自給率についてはいろいろあるので、特に今日は発言いたしません。

それから、前者の方の農村振興の話については、先日広島でも申し上げたように、地域マネジメント組織、こういう行動体を作ることを、多様な組織形態を想定した上でお考えになっているということは結構だと思いますが、繰り返しになりますが、組織を作ることが自己目的化することが往々にしてあるので、そこだけは制度設計の中でそうならないように工夫していただきたいと、それだけ申し上げたいと思います。

以上です。

○鈴木部会長 どうもありがとうございます。

では、平田委員、お願いします。

○平田委員 「食料自給率目標の課題と検討方向」と書いてございますが、全くすばらしい資料でして、本当にこのとおりに進めていただければ依存はございません。

それで、2点ほどお願い申し上げたいと思いますけれども、いずれWTOなりFTA問題というのは、近い将来決着しなければならぬことだと思いますけれども、それを見据えた政策というのが当然組み込まれていかなければならないと思います。それは、これから5年間の計画をつくるわけですけれども、さっきもございましたように、PDCAじゃないですけれども、やはり非常に緊急な課題でございますので、リアルタイムで政策の変更というのは私は必要かなと思っております。

今、日本の農業者というのは全就業者の4%、以前は30%あったのですけれども、今朝の朝日新聞にも書いてございましたが、韓国、タイ等についても、同じように今後少子高齢化というのが急速に進んでくるというようなことが書いてございます。これは、やはり東南アジアのみならず世界的な流れではないかなと思いますので、現在においても10億人の飢餓人口を地球規模では持っておりますし、異常気象だとか水不足だとか人口増加だとか、非常に食料がひっ迫してくるということは目に見えておりますので、ここでやはり私どもとしては、さっきの目標にも書いてございましたように、不測時に備えた政策というのをしっかりとやっていかなければならないのではないかと思います。

それと、分析において、この中にはっきり示されてございますけれども、多面的な分析が必要ではないかなと思っております。今、米政策が中心になってございますけれども、カロリーベースでいうと23.4%、金額ベースでいうと13.2%ということであります。野

菜の場合は、カロリーベースでいうと3%、金額ベースでいうと17.3%ということになっております。そういった中で、日本の国としてどうやっていくかということが考えられるわけですが、ただ、唯一米については主食であるという問題がございますし、他の作物についてはほとんど9割が専業農家ですけれども、米の場合は専業と第1次兼業と第2次兼業、それぞれ3分の1の割合に現状ではなっているといった特殊な事情がございますので、これを国としてどのようにしていくのかという問題があるかと思えます。

それともう一点、今、日本の食に関する考え方というか行動というか、これは私としては、日本がGDPで世界2位の国家としては、あまりにも品格がなさ過ぎるやり方ではないかなというように思っております。10億人の飢餓人口を抱えておりながら、食品廃棄物の問題、フードマイレージの問題、環境保全、持続可能な循環型社会等々、多くの問題を抱えている中で、日本の国が他国に迷惑をかけない、自分の国の食料は自分たちで賄っていくという将来的な目標をしっかりと見据えた政策というのを打っていかないと、たちまちのことを考えた政策では、日本の国として、あまりにも国家の品格としては貧しいやり方ではないかなと思えます。

以上です。

○鈴木部会長 どうもありがとうございます。

はい、古口委員。

○古口委員 1つ、前から思っていたことがあります。今、平田さんからありましたようなこと、それから荒蒔さんからもありましたけれども、やはりこの自給率問題というのは、国民にいかに分かりやすく今の日本の在り方というのを伝えて、一体どうすべきなのかということを一人一人に自覚してもらおうということが大事なのですが、どうも最近、例えば自給率より自給力だとか、今日もそうなのですが、カロリーベースと生産ベースがどう違うのだとか、こういうようなことは、私は逆に非常に国民を惑わせるものになっているのではないかと。こういうことは、資料としては統計的に持っていてもいい、あるいは専門家の中で自給率と自給力はどう違うか、それはいいとしても、一般国民向けには、何かそういう言葉の遊びのようなことではなくて、やはり本筋をきちっと押さえた啓蒙をしていくこと、周知をしていくこと、そのことが大事であって、そこをしっかりと押さえるべきことが、最もこの問題で大事なことだと思いますので、あまり統計の出し方とか言葉とか、それに私はこだわらない方がいいと思っています。

以上です。

○鈴木部会長 どうもありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

合瀬委員、お願いします。

○合瀬委員 分かりやすさということが出ましたので、我々報道人というか、私自身が日本の農業の実力を示すときに、基本的にはカロリーベースで僕は十分だと思うのです。それは、海外との比較もできますし、それからこの中にありますように、例えばこれは平時のもであって不測時ではないというふうな考え方もあるのですが、ただ、これだけ食生活が高度化した我々が、途端に不測時の食生活に満足できるのかといたら、これだけの、470万ヘクタールの土地があるから万が一のことがあっても十分だということがあったとしても、絶対これは満足できないと思うのですね。結局、農産物なり食料供給のことについていろんな不満が出るということから考えると、基本はカロリーベースの自給率で、更に足りない分を補助的に出すという考え方でいいのではないかと思います。

それは多分同じように、金額ベースとカロリーベースで自給率を二つ並べるよりは、一番最後にまとめてあったように、日本農業の実力とか利用度みたいところが分かるような、いい数字の工夫ができないかと思います。あまり基本となる数字をいじると、かえって混乱しますし、それから数字いじりばかりやっているような感じもしますので、基本は変えない方が私はいいと思います。

以上です。

○鈴木部会長 どうもありがとうございます。

松本委員、お願いします。

○松本委員 自給率のことで、このペーパーはこの形でいろいろ検討される方向だと思いますので、特に異論あるわけじゃないのですが、せっかくの機会なのでちょっと感想的に言いますと、今日は国際担当総括審議官もおられるようでありますけれども、世界では、このペーパーの最後にございますような課題で、食料安全保障と言いますと、通常的世界的感觉でいきますと、飢餓人口をどう減らすかと、こういうのが国際社会での言葉の認識だと。日本ではそういうことじゃないですね。そういう観点での議論というのは、あまり目が行かないと言いますか、高尚な議論の中ではあるのでしょうかけれども、日常的にはあまりない。

そんな観点からしますと、ちょっと感想的に、どう国民の皆さんに伝えていくかということ、そういう意味でいくと、自給率あるいは自給力、そういうことについてどうのこう

のではないのですけれども、逆に、国際的な意味合いで品格がある日本社会を目指すというなら、食料の依存率といいますかね、裏返しの話なのですけれども、二、三年前にも言ったことあるのですけれども、自給率推進協議会という場があるのでしょうか、そういうところでもちょっと申し上げたことがあるのですが、同時並行的なそういう切り口の観点も、やっぱり目を置く必要があるのではないかと、日本国内では。そういう感じがいたします。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

藤岡委員。

○藤岡委員 今回、かなり自給率の考え方と定義について詳しく掲載されておりますので、よろしいかと思いますが、2ページに注意書きで、摂取ベースではなく供給ベースと書いてありますけれども、よくこの自給率の問題のときに、相当量の食料ロスといいますか、無駄に、使われないで廃棄されている食料の量というのは相当量あるかと思いますが。その辺のところも一度精査して、先ほど平田委員からもありましたように、飢餓人口が国際的に増えている中で、せつかく6割も輸入しているのに、無駄に使われているのだとすれば、これは私は非常にゆゆしきことかと思っておりますので、その辺のところもきちっと国民に知らしめる必要というのが、この自給率問題を語るときに非常に大事なかなと思っております。

それともう一点は、日本の農地を100%使ったとしても、日本人全部を賄えるだけの食料は生産できないのだという現実も、やはり国民にきちっと知らしめて、ある一定の量は輸入しないと全国民の食料は賄えないという現実があるのだということも、やはりこの機会にきちっと知らしめておく必要があろうかと思っております。

○鈴木部会長 どうもありがとうございます。

様々な見方を示していただいておりますが、他にはよろしいでしょうか。

ちょっと時間も押していますので、ここで、今までのご意見について、大澤課長の方からコメントいただけますか。

○食料安全保障課長 大変貴重なご意見、数多くいただきましてありがとうございます。多くの委員からありましたように、私らが考えておりますのは、今の食料自給率の考え方を基本といたしますし、その普及というのを、今日は資料を示しておりませんが、昨年からはFOOD ACTION NIPPONという取組を始めておりますので、そこを基本にいたしたいと思っておりますが、何分にも数字ですので、いろいろ独り歩きする可

能性もあるということで、今回はヘルスチェックをしようと、冒頭に申しあげましたように、そういう形でいくつかのものを検討するにしても、補完的なものとして考えているところがございますので、また次回以降、どういう形で検討しているかというのをお示ししたいと思っております。

それから、13 ページの資料につきましてご指摘をいただきまして、ありがとうございます。私どもも、日本で言われている食料自給率ないし食料安全保障の考え方や、それから国際的に言われている食料安全保障の考え方を、せつかく世界でいろいろ食料安全保障の議論が盛り上がっているところでもありますので、何とか整合的といいますか、全体として語れるようなものは何だろうかということでいろいろ考えているところがございます。

13 ページ、14 ページは、その一助ともなろうかということで、試作品という形で、フードチェーンということに着目しまして、そこでいろいろなリスクが出ているじゃないかと。この中では、国際的に食料安全保障で通常言われている議論もございませし、そうでない議論もいろいろ入っているわけでございますけれども、いろんな方々がいろんな形で不安を抱えているものを取りあえず整理して並べてみようと。整理できないかもしれないけれども、取りあえず並べてみようとということで作ったものでございます。なるべく国際的に言われている議論とも整合的になるような、新しい食料安全保障論というのがないかどうかというのを検討して参りたいと思います。

それから、食品ロスの問題でございますが、これは2 ページで注をつけておりますのも、それを意識したものでございますので、FOOD ACTION NIPPONの中でも、大事な5項目の中の一つとして、無駄をなくそうということをいっているわけでございます。

ただ、定義から言いますと、これは分子、分母両方に影響しますので、食品ロスをなくせば、一体食料自給率が上がるのか下がるのかというのは、それだけではどうなるか分からないということでございます。それは注の注として付けさせていただきます。

以上です。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

はい、お願いします。

○総括審議官（国際） 松本委員から、食料の輸入依存度のお話がありました。全くご指摘のとおりだと思います。自給率の裏返し、カロリーで 60 %を輸入に依存しているわ

けでございませう。従来は、安定的に輸入できるかどうかという議論自体があまりなかったかと思うのですけれども、今ご指摘のように、飢餓人口が非常に増えておりまして、長く8億人あるいは8億4,000万人という言い方をしておりましたけれども、昨年時点で9億人になっております。今年中に10億2,000万人になるということをおFAOが発表しております。食料価格の高騰や需給のひっ迫が背景にはあるのですけれども、飢餓人口の増大、こういったものを背景として、例えば中国とか中東の産油国などは、農地争奪と言われるような形での土地の買占めといった動きをしております。これは国際社会で問題になっておりまして、ルール化をしていかなければならないという主張を日本もしているところでございます。

いずれにしましても、こういう世界にあつて安定的に食料を輸入していくこと自体について、今までのような形ではなくて、新しい視点をもち込まないといけなないのではないかと。言ってみれば、輸入安定化政策と申しますか、輸入多角化政策と申しますか、そういった観点は今後検討していく必要があると思つております。

また、廃棄の問題でございますが、年間500万トンから900万トンは、食べられるもの、可食の食品が廃棄されていると言われております。これは、途上国から見ますと非常に問題のある構造でありまして、1日当たり2,600キロカロリーの食料を消費していることになっているのですが、実際に摂取しているのは2,000カロリーと。600キロカロリーは捨てているというようなことでございます。こういった点、すなわち輸入政策あるいは生産政策だけでなく、食生活の面もしっかり見直していく必要があるかと思つております。

○鈴木部会長 どうもありがとうございます。

その他に事務局の方からはよろしいでしょうか。

委員の皆様方、はい、森野委員どうぞ。

○森野委員 自給率に関する様々な検討を鈴木先生を中心にこれからはなされるということで、一つだけお願いがあるのですけれども、私たち、どうしても非常時にも安定的に食料は確保したいと思つております。特に、昔、タイ米を食べさせられたときには、本当にかなわないなと思つたこともありますので、お願いしたいと思つたのですが、議論の中でお願いしたいのは、農産物の輸入関税というのが、どういうふう安定的な確保と関係しているのかということも、国内の生産も含めて一つの変数として加えた上で議論していただければと思つます。よろしくお願ひします。

○鈴木部会長 今回の点を踏まえまして検討させていただくということで、他にはよろしい

でしょうか。

それでは、大変時間が少なくて申し訳ございません。もう既に予定の時間を過ぎておりますので、まだまだ議論は尽きないところですが、この点も、また更に今のご意見を踏まえて事務局でも検討していただくということで。

それから、今日は欠席されている茂木委員の方から書面で意見をいただいておりますが、これについては、政策課長の方からお願いします。

○政策課長 ご意見を事前に書面でいただいております。茂木委員からいただいております。

2点、簡単に読ませていただきます。

1点目は、農村の振興に関する政策の整理についてでございますが、農山村地域において、多数の会社等が参入し、その多くが撤退しています。農山村地域において、事業を成り立たせるためには、解決すべき多くの課題があります。JAはこれまで、耕作放棄地対策をはじめとして、農業・農村地域の為に様々な事業を行っています。農村地域の経済が厳しい中、条件不利地域にもかかわらず、農村振興の役割を果たしているJAもあり、多くのJAで農村振興対策のノウハウを蓄積しています。地域のことを一番知っているのは、やはり地域の組織です。今回の資料では、農山村地域の振興・活性化のために、様々な提案をされていますが、その実行にあたっては、新しい組織を一から作るよりも、むしろ私たちJAをはじめとする既存の組織を十分活用する視点が必要です。生活の維持のための条件整備、地域の資源・環境の保全等を継続して行っていく仕組みとして、地域マネジメント法人が提案されています。具体的にどのような仕組みで支援するのか示されていませんが、地域のために活動する既存の組織の取り組み実態を調査・分析し、これらの組織を十分活用することが必要です。また、農村地域で最も問題になっているのは、十分な所得が確保できないことです。地域の条件整備をしても、所得が確保できなければ、人口の減少は止まりません。中山間地域等直接支払、農地・水・環境保全向上対策は、地域の取り組み実態をふまえた見直しを行った上で、国民的な合意形成を基本に、農村・環境・景観維持や自給率の向上など、政策目標に取り組む生産者へ新たな直接支払い制度の創設を検討することが必要です。

それから、食料自給率目標の課題と検討方向についてでございますが、中国、インド等の経済発展、世界人口の増加等によって、世界の食料需給は構造的な逼迫に転換しています。このような状況のもと、食料安全保障を国家戦略として明確に位置づけ、わが国の農

業生産を拡大することが必要です。農業生産を拡大するには、農業・農村の現場が元気なことが必要です。農業所得が激減している生産現場の視点からすれば、米や麦などだけでなく、畜産・野菜・花卉など、食料自給率への貢献度が低い品目についても生産を拡大し、農業生産額と農業所得を増大することが緊急の課題です。農業生産額と農業所得が増大すれば、農地の利活用と担い手の確保・育成がすすみ、食料自給力が向上するとともに、農業・農村が活性化します。その結果として食料自給率が向上することが重要です。そのため、農業に魅力を感じることができ、農業で生活できる政策を示すことが必要です。

以上であります。

○鈴木部会長 どうもありがとうございます。

今日、皆さんからいただいた指摘等、また茂木委員のご意見も踏まえて、更に事務局の方で自給率の問題、農山漁村対策の問題、詰めていっていただければと思います。

さて、もう一点、農政改革特命チームの検討状況についてですが、こちらの方は、ここに、会合資料のうち本日の資料と重複しないものについて配付いただいております。時間の関係上、今回は配付のみとさせていただきますので、すみませんが、ご覧いただき、また今後の議論の参考にしていただければと思います。

それでは、大分時間が超過してしまいましたが、もう少し時間を十分に取って議論いただければ本当はいいのですが、なかなか制約もございまして大変申し訳ございません。

それでは、最後に事務局の方から連絡事項がありましたらお願いいたします。

○政策課長 事務局からでございます。

次回の企画部会は、これまでの議論を踏まえ、食料・農業・農村の全般にわたる政策課題を整理するための議論を行いたいと考えております。日程につきましては、委員の皆様の後日文書にてご案内申し上げますことといたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○鈴木部会長 それでは、本日はこれで閉会といたします。

どうもありがとうございました。

午後 零時 16分 閉会